

条約証書交付及び裏書に関する事項

改正規則等

国際条約による証書に関する規則
登録規則細則

改正事項

条約証書交付及び裏書に関する事項

改正理由

「海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令」の一部改正により、日本籍船に対する貨物船安全証書（貨物船安全構造証書，設備証書及び無線証書を統合した書式）の交付が可能となった。また，条約証書の更新検査時に裏書による5ヶ月延長が可能となった。

今般，上記改正に伴い，日本籍船舶に適用する関連規則を改めた。

改正内容

- (1) 国際条約による証書に関する規則において，貨物船安全証書に関する要件を規定した。
- (2) 条約証書の更新検査完了後の裏書による5ヶ月延長に関する要件を規定した。
- (3) 登録規則細則において，貨物船安全証書の発行に関する申込書の書式例（日本籍船舶用及び外国籍船舶用で共通）の様式を改めた。